



曾於地区介護保険組合からのお知らせ

令和3年度 情報公開・個人情報保護制度運用状況の公表について

☎ 保健福祉課 介護福祉係 ☎476-1111 (141・142)

令和3年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況を曾於地区介護保険組合情報公開条例及び曾於地区介護保険組合個人情報保護条例に基づき次のとおり公表します。

内 容	開示請求	決定内容					不服申立て等
		全部開示	部分開示	取下げ	不開示	不存在	
情報公開	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
個人情報保護	11件	11件	0件	0件	0件	0件	0件

○情報公開制度

情報公開制度とは、組合が保有する公文書を住民の皆さんの要求に応じて公開する制度です。

このことは、介護保険行政に対する住民の理解と信頼を深め、住民参加による公正で開かれた介護保険行政の推進に資することを目的としています。

○個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保し、誰もが組合の保有する自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求ができる制度です。

このことは、介護保険行政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的としています。

【お問い合わせ先】

曾於地区介護保険組合 志布志市有明町野井倉8276番地1
☎099-471-6545 FAX 099-477-1901

※曾於地区介護保険組合とは、介護保険法の規定に基づく要介護認定等を行うため、曾於市、志布志市及び大崎町の2市1町で設立している地方公共団体です。

！ お願い

介護保険の申請をされた方におかれましては、令和3年度より主治医意見書作成のため、**かかりつけの病院（申請書に記載された病院）での受診が必要**となります。**早目の受診**と受診される際は、病院の受付に「**介護保険のための受診**」であることをお伝えください。



廃プラ類の回収日程が決まりました

☎ 農林振興課 営農推進係 ☎476-1111 (515)

適正処理について	ハウスや田畑等で使用したフィルムなどの農業用廃プラスチック類は産業廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」）により排出事業者（農家）の自らの責任において処理することが義務づけられています。 また、ダイオキシン対策の強化などから自家焼却（野焼き）や自家所有地への埋立処分は「廃掃法」により禁止されています。			
処理方法	資源として有効利用される再生工場での再生処理を基本とします。 なお、廃缶についても再生処理を基本とします。			
産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)について	産業廃棄物を排出事業者（農家）が車両で運搬する場合、車両への表示及び書面等の備え付けが必要です。			
再生処理のための回収日程(令和4年度) ★日程は予定であり、天候等で変更になる場合があります	回収日程	回収品目	回収場所	回収時間
	6月21日(火)	廃プラスチック類	農協野菜選果場 (益丸広域農道沿い)	9:00～12:00
	8月16日(火)	廃プラスチック類		
	12月6日(火)	廃プラスチック類		13:00～15:00
	3月7日(火)	廃プラスチック類・廃缶		
回収品目、処理料金 (料金は税込)	回収品目			処理料金
	廃プラスチック(農業用廃ビニール・農業用廃ポリ・農業用廃プラスチック類)			45円/kg
	廃缶(テロン缶)			44円/缶

変更になりました